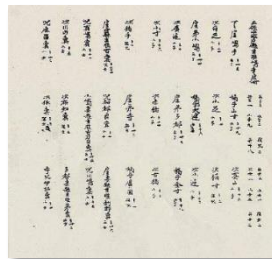


くるすたり **栗栖太里戸籍と三野部麻衣売さん** みのべまいめ

戸籍というのは、明治以降（壬申戸籍）が最初だと思われがちですが、実は8世紀頃にもあったのです。そんなものが残っていたのかというと、あったのです。



1. そもそも、**栗栖太里戸籍**とは何？

大化の改新（乙巳の変とは別の意味）以後、7～8世紀は、天皇を中心とする中央集権国家を目指していました。**律令制**（法律によって国家をまとめる制度）とか**公地公民制**（全ての土地人民は朝廷に属するという制度）もその一部です。公民には公地の**口分田**（**班田**）を与え（例えば、良民の成人男子には2段（反）、女子はその2/3）、**租庸調**（租は田で収穫した米の3%、庸は都で働くか布や米などを納める、調は布や特産物）の税や**兵役**を課しましたが、その計算の基本となる人民の**戸籍**が必要となったのです。**庚午年籍**（670年）、**庚寅年籍**（690年）、**大宝元年戸籍**（702年）などが有名です。

当時の地方行政制度は、国一郡（評）一里（郷）からなります。当時の見延は、「三野部里」とか「美濃郷」と呼ばれていました。大宝元年戸籍では、複数家族を20口（口）くらいにまとめて1戸とし、50戸前後にまとめて1つの**里**（現代の複数の大字をまとめたくらいの区域に相当し「五十戸」とも書かれました）としました。1つの里を1巻に書き上げ、その複写を中央の太政官に報告し、口分田や税や兵役の計算が行われました。

この戸籍は6年ごとに作られ、保存期間が終わると裏紙を写経や事務文書用に払い下げられました。東大寺正倉院文書に、この再利用した裏紙に702年の戸籍が発見されました（M8年）。美濃国では、加毛郡半布里、味蜂間郡春部里、**本簀郡栗栖太里**、肩栗郡肩々里、各務郡中里、山方郡三井田里の各戸籍が見つかっております。加毛郡半布里戸籍は1,119口（口は当時の人数の単位）のほぼ全戸に近い戸籍が残っており、国の重文となっています。一方、本簀郡栗栖太里戸籍は半分以上が欠損し437口分しか残っていませんが、資料としての価値は高いです。見延に近い同じ本簀郡の里（村）ですから、推して知るべし…三野部里（見延）と同様に考えてもよいでしょう。現在、本戸籍437口をデータベース化して統計的な分析を試みています。

2. どんないことが書かれているの？ … **栗栖田君土方の戸**

右図の栗栖田君土方の戸を例に内容を見てみましょう。

- ・下政戸…上中下の3政戸があり、兵士を出す等、ヤマト政権への社会貢献度を表すものです。
- ・戸口…この戸の人数です。22口いました。（単位は「口」）
- ・年齢区分別口数と小計…正丁とか緑児とか少女というのは、年齢性別の口数で、口分田や税の計算に使われました。

年齢	1～3	4～16	17～20	21～60	22～36	61～65	66～
男	緑児	少子	少丁	正丁	兵士	次丁	耆老
女	緑女	小女	少女	正女		次女	耆女

「井」のような文字は小計です。この表にない「婢」とは奴婢（奴隷）のことです。

- ・下中…上々～下々の9段階の経済状態を表します。
この戸は「下中」ですから、最低ではない方です。
- ・戸主…各戸の男性代表者の名です。本戸籍では、24戸のうち21戸の戸主名が分かっています。
- ・続柄：家族構成…戸主の次に、嫡子、子、兒、妻、妾、母、叔母、姑、同黨、同黨妹、甥などを付けて続柄を表しています。それより遠縁であったり、血縁がなくても小家族であったりすると「寄人」として、1戸に含まれることもあります。1戸平均20口程度にまとめるために、複数家族が含まれていると見てよいでしょう。平均的には、1戸から1口の兵士が要求されます。
- ・氏名…良民には氏と名が記載されます。本戸籍に多い氏は、物部80口、道守部46口などです。中には姓（大王や天皇が有力氏族に身分（格付け）として与えたもの）をもつ一族がいました。この「栗栖田君」です。宗本

栗栖太里戸籍	栗栖田君土方の戸籍
唐妻守部小刀自賣正女	下政戸栗栖田君土方戸口井二正丁一少丁二
唐妻守部小刀自賣正女	下中戸主上中下正丁
唐妻守部小刀自賣正女	下中戸主上中下正丁
唐妻守部小刀自賣正女	次得麻呂年十三
唐妻守部小刀自賣正女	次小多比麻呂年十一
唐妻守部小刀自賣正女	次安麻呂年十四
唐妻守部小刀自賣正女	兒都志賣年九
唐妻守部小刀自賣正女	次手古賣年十一
唐妻守部小刀自賣正女	寄人矢田部唐一支
唐妻守部小刀自賣正女	戸主兒國依賣年三
唐妻守部小刀自賣正女	戸主同黨辛安年廿三
唐妻守部小刀自賣正女	次比賣年十九
唐妻守部小刀自賣正女	次大刀自賣年十
唐妻守部小刀自賣正女	次若子賣年十三
唐妻守部小刀自賣正女	次比賣年十九
唐妻守部小刀自賣正女	次大刀自賣年十
唐妻守部小刀自賣正女	次若子賣年十三
唐妻守部小刀自賣正女	得麻呂婢久須留賣正婢
唐妻守部小刀自賣正女	得麻呂婢久須留賣正婢
唐妻守部小刀自賣正女	得麻呂婢久須留賣正婢

家ではなく分家だと思えます。先祖の誰かが手柄を立て、「君」という姓をもらったものと思われま。男性の名には、安麻呂9口、古麻呂4口といった「～麻呂」が目立ちます。女性には、「～賣」と「売」の文字が必ず最後に付きます。「娘」「乙女」「姫」「嫁」「姑」「側女」「采女」…のように「め」は女性を表す接尾語ですね。多い名は、刀自賣16口、小刀自賣6口で、「刀自」は当時流行していた名前、刀=包丁=家事を「司」る主婦に対する尊称のようです。この氏名は、生まれてから死ぬまで、基本的に変わることはありません。結婚しても夫婦別氏です。生まれた子どもは父親の氏を引き継ぎます。

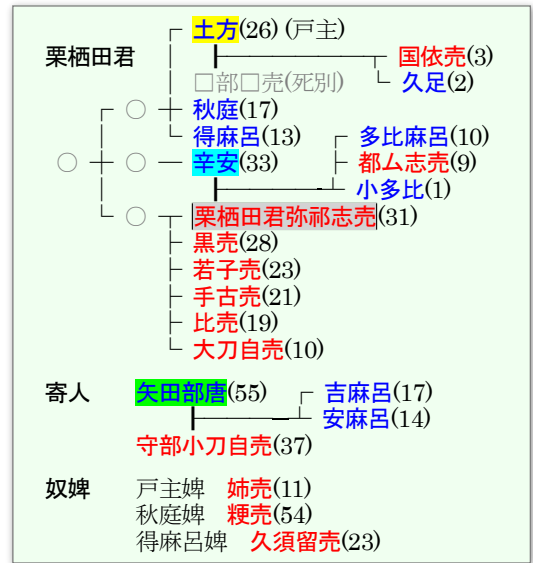
・栗栖田君土方の家系図…右図で分析してみると(以下敬称略)

・戸主**土方**には妻が見当たらず(死別?)、幼い子どもたちと弟たちで、男が多い家族を構成しています。その女手不足を補っていたのが、3口の**奴婢たち**で、それぞれ戸主及び弟たちの所有物となっています。戸主兄弟もまだ若いので、恐らく、**土方**の父などから相続された3口だろうと思われま。奴婢は、所有者が明確になっており、物と同様に売買の対象でした。

・戸主の従兄弟である**辛安**(兵士)は、同じく従姉妹の**弥祈志売**と婚姻関係にあり3口の子どものがいます。

辛安の子**小多比**は生まれたばかりの0歳児です。もし、辛安が兵士で不在だったら、弥祈志売一人で辛安家を切り盛りするのは難しいでしょう。また、弥祈志売の妹たち5姉妹も男手がなく、大変だったろうと思われま。若い戸主**土方**と**弥祈志売**を中心に、3家族10口の従兄弟たちが助け合って生きていくドラマが見えてきます。「君」が付いていても決して裕福で楽な暮らしではなかったと思われま。

・寄人の**矢田部唐**は片足が不自由な**廢疾者**(身障者)で、税の軽減対象です。年齢から考えて、壬申の乱で片足を負傷したのかも知れま。障害と支援制度については、長くなりますので、詳細は別の機会にしたいと思います。また、唐とその妻は、18歳差の**年の差婚**です。高齢者になるほど妻との年齢差は大きくなる傾向にあるようですが、これも別の機会に…。



3. 物部刀自賣とその児2人の人生

右図は、見延の由来となった「**三野部麻衣売**」が所属する戸の家系図の一部です。彼女の母：物部刀自賣を中心にみると、14歳で三野部(見延)の男性との間に長女の麻衣売を産み、20歳で道守部の男性との間に次女の意伎売を産んでいた訳です。つまり、物部刀自賣は×2(再々婚)、2人は連れ子だったと考えられます。夫である戸主についても、孫小山(10歳)の存在から初婚ではないようです。娘の方が孫より若年という現代では考えられない珍しい関係です。恐らく年の差婚でしょう。戸主妹の屋加須売も、2回の**妻問婚**による3口の子もちです。

このように、当時の人たちにとって、結婚・離婚・離別・再婚について「おおらかだった」のではなく、死亡率の高かった時代(平均寿命30歳)、母子が生きていくための必死の選択だったと考えるべきでしょう。物部刀自賣さんの生きて育てるための選択に感動を覚えます。

また、**妻問婚**とは、夫が妻の所に通い同居しない婚姻関係(別居婚)を言います。子どもが女の子ばかりで全て嫁いでしまうと、その家は潰れてしまいます。それを避けるための方法で、戸籍の異動はありません。妻問婚と嫁入婚の比率は4:6くらいであったと思われま。

嫁入婚による物部刀自賣たち3口の戸籍の異動は、口分田と租税の移動でもあります。

